

令和元年度 乙訓圏域障がい者自立支援協議会

「医療的ケア」委員会 活動報告（案）

1 設置の目的、役割等

「医療的ケア」委員会は、日常的に医療的ケアが必要な障がいのある人が安心して地域で生活していけるよう、関係機関が連携して支援体制を構築・確保するために必要なことについて、具体化に向けた協議を進めることを目的、役割としています。

2 昨年度までの経過

協議会の常設委員会として平成 23 年度から設置され、「介護職員等による喀痰吸引等研修（第 3 号研修）」の実施や「入院時コミュニケーション支援」の制度化、「医療的ケアが必要な人の短期入所施設の拡大」についての協議・検討を行ってきました。

平成 30 年度から京都府の医療型短期入所受入体制拡充事業が始まり、この事業を乙訓圏域で実施するため、久御山南病院の医療型短期入所施設の視察や京都府の担当者による制度についての学習会を行いました。

3 今年度の取り組み状況

第 1 回 令和元年 6 月 27 日（木）

- 1) 令和元年度の委員会体制について
- 2) 平成 30 年度活動報告、令和元年度活動内容の確認について
- 3) 短期入所施設の拡大について

第 2 回 令和元年 8 月 29 日（木）

- 1) 医療型短期入所施設の拡大について
(病院に対する短期入所制度の周知について)
- 2) 「医療的ケア」に関する広報について

第 3 回 令和元年 10 月 18 日（木）

- 1) 医療型短期入所施設開設のための病院訪問の途中経過について
- 2) 「医療的ケア」に関する広報について
- 3) 地域療育等支援事業(口腔ケア)について
- 4) 事例検討

第 4 回 令和元年 12 月 5 日（木）

- 1) 喀痰吸引研修の実施結果について

- 2) 医療型短期入所開設に向けた病院訪問の結果について
- 3) 今年度の振り返りと来年度の取り組みについて

第5回 令和2年2月20日(木)

- 1) 「医療的ケア」に関する広報について
- 2) 今年度のまとめについて
- 3) 来年度の取り組む課題等について

4 今年度の活動

(1) 医療型短期入所事業の拡大について

医療的ケアが必要な人のご家族から「重心施設や重心病棟の短期入所を利用しているが、万一のことがあれば不安だ。」といった話を聞きます。

このため、京都府は地域の病院での障害者短期入所施設の開設を促し利用しやすい事業とするため、平成30年度から「医療的ケア児者・重症心身障害児者短期入所受入体制拡充事業」を開始しました。

これにより、病院の短期入所施設へ馴染みの訪問看護師やヘルパーを派遣することが可能となりましたが、遠方の病院では馴染みの看護師等に継続的に来てもらうのは困難なため、圏域の病院での実施に向けた検討を行い、身近な病院での実施の必要性について確認しました。

さらに、委員が分担して乙訓圏域にある5つの病院を訪問し、制度の周知や医療型短期入所の必要性について話をしました。病院からは「医療が障がい分野をできるとは知らなかった」「この地域の医療的ケアが必要な方の現状を知らなかった」などの話や制度等について多くの質問がありました。

訪問終了後に委員から、3つの病院が実施に向けて前向きに検討しているとの報告がありました。

(2) 喀痰吸引等研修プロジェクトとの連携について

医療的ケアを行うことができる人材養成のために、喀痰吸引等研修を登録研修機関である乙訓福祉会と連携し、研修委員や研修講師の派遣等の形で協力して実施しました。35名が受講し、全員が基本研修を修了されました。

日時：令和元年 11月9日(土) 9:30~16:00

11月10日(日) 9:00~17:00

場所：社会福祉法人乙訓福祉会 乙訓の里

参加者 35名 合格者 35名(再試験1名)

乙訓圏域 19名 圏域外 16名

乙訓圏域事業所 10カ所 圏域外事業所 11カ所

(3) 「医療的ケア」を知ってもらうための活動について

医療的ケアが必要な方の実際の生活や医療的ケアとはどういったことなのかを知ることは「医療的ケア」を理解する上でベースとなるものであると考え、医療的ケアという言葉聞いたことがない方や、言葉は聞いたことがあるがよく分からない方に知ってもらうために、どんな活動が必要かを考えてきました。

今年度は、向日が丘支援学校にある医療的ケアが必要な児童の紹介パネルを借り、「長岡京市障がい者児の人権を考える市民のひろば」で展示しました。

(4) 障害児(者)の口腔ケアに関する事業について

京都府の補助事業「障害児(者)地域療育等支援事業」として圏域で実施されてきた歯科衛生士による口腔ケアに関する事業は、歯科治療が困難な重度障害者の予防歯科実践として大きな成果を上げてきました。しかし、平成30年度末に京都府からの事業見直し通知により事業の縮小を迫られています。

このことについて、委員会で口腔ケアの重要性や継続の必要性を確認し、乙訓障害者支援事業所連絡協議会と連携して京都府への事業継続の要望を行いました。今後も口腔ケアに関する事業の取り扱いについて注視する必要があります。

参考：令和元年度末に発表された「第4期京都府障害者基本計画」に「障害者施設入所者等を対象に、むし歯や歯周病を予防するため、歯科医師・歯科衛生士による歯科検診・保健指導等を実施します。」と明記されています。

5 次年度の課題と方針

(1) 人材育成について

医療的ケアを行うことができる人材確保のために、令和2年度についても喀痰吸引等研修プロジェクトと連携・協力し、研修の実施に向け取り組んでいきます。

(2) 個別ケースの課題の検討について

必要な制度の学習や実施状況を委員会で共有しながら、基幹相談支援センターと連携し、個別ケースの課題解決に向けた検討を行います。

また、個別課題を整理する中で、政策提言等が必要な地域課題が出てきた際には、適宜、本委員会にて具体的な検討を行います。

(3) 医療型短期入所の利用に向けた準備

医療型短期入所の開設に向けて、数力所の病院で準備が進められていますが、開設後の円滑な利用を促進するためには、相談支援事業所や行政等の関係者の十分な理解が必要です。このため、利用に関する説明会の開催に向け

て、関係者と十分な協議を行います。

なお、病院の準備状況や開設後の利用状況については可能な限り委員会に報告します。

(4) 医療的ケア児・者の実際を知ってもらうための活動について

「医療的ケア」に関心を持ってもらうために、府や市町等が開催する様々なイベントでパネル展示やビデオ上映等を行い、「医療的ケア」をより身近な問題と思ってもらうような広報活動を実施します。

また、福祉関係の学習会等で「医療的ケア」を取り上げてもらうよう、開催する団体への働きかけを行います。

(5) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修のアフターフォローについて

平成30年度から始まった医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者の圏域での活動を支えていくために、具体的にどのようなフォローが必要なのかを他の圏域の状況も参考にしながら協議を行います。